

法定相続情報証明制度に関するQ & Aに追加した項目（平成30年3月追加）

Q 1 7 いわゆる旧民法下において、同一人について隠居による家督相続と死亡による遺産相続が生じている場合は、どのようにしたらよいか。

A 1 7 次の点に留意するものとする。

なお、隠居による家督相続の後、いわゆる新民法下において同一人が死亡（昭和23年1月1日以降）した場合もこれに準じる。

1 作成すべき法定相続情報一覧図について

原則、隠居による家督相続を表す一覧図及び死亡による遺産相続を表す一覧図の両方を作成すべきであるが、申出人の任意により、隠居による家督相続を表す一覧図のみの作成でも差し支えない（死亡による遺産相続を表す一覧図のみの作成は不可。）。

なお、両方を作成するときは、各葉に1 / 2、2 / 2などと付番する。

2 相続発生事由の記載について

隠居による家督相続を表す一覧図については、死亡の年月日に代えて隠居の年月日を記載し、相続人の続柄に家督相続人である旨を併記するか、又は隠居の年月日の付近に家督相続である旨を併記する。

死亡による遺産相続を表す一覧図については、死亡の年月日はそのままに、相続人の続柄に遺産相続人である旨を併記するか、又は死亡の年月日の付近に遺産相続である旨を併記する。

3 被相続人の本籍の記載について

隠居による家督相続を表す一覧図については、被相続人の最後の本籍（平成29年4月17日付け法務省民二第292号民事局長通達第2 5 (2)）ではなく、便宜、隠居時の本籍を記載することでもよい。

Q 1 8 いわゆる旧民法下において、死亡による家督相続が生じている場合は、どのようにしたらよいか。

A 1 8 死亡による家督相続を表す一覧図を作成し、相続人の続柄に家督相続人である旨を併記するか、又は死亡の年月日の付近に家督相続である旨を併記することによい。